

電力自由化の流れ

大阪ガス 岩井博行様

世界的に見て、電力部門の自由化が始まったのは、1979 年にイギリスでサッチャーが首相になってからである。イギリスでは国内炭や重電メーカーなどの産業育成、産業用の安価な電力供給などを目的として、国有の 1 社が発送電、配電を行っていた。しかし、当時、3000 万 kW もの老朽化した発電設備の更新が旧体制でできるのか、という疑問が呈されており、発送配電を分離して卸市場をつくった。

イギリスでの自由化においては、電気・ガスを一般商品（commodity）であるとし、供給義務や供給力確保の義務も課さず、参入・退出も自由、料金規制なし、という思い切った形態になった。また非対称規制も導入されていない。競争を確保することで需要家を保護しようという仕組みになっており、送電線は公平に使用するものとされた。当初は 200 社にも及ぶ小売事業者が参入し、電力価格も一時下がったが、現在は大手 6 社が市場シェア 9 割を握る寡占市場である。発電側では、フランスの電力会社 EDF が最大のシェアを持ち、その他にも外資系の企業が多くシェアを握っている。

EU 全体では、1997 年に電力指令が発効した。この第 1 次指令では、発送電の会計分離までが義務付けられている。最新の第 3 次勧告（2007 年）では、所有権と機能の双方を分離するという内容が目指された。しかし、ドイツやフランスの反対があり、所有権分離か機能的分離のどちらかを選択できるという内容になった。

アメリカにおける自由化はカリフォルニア州から始まる。電力について、1996 年 9 月に州法 AB1890 により全面的自由化が決定され、1998 年 3 月に小売が自由化される。同年 11 月以降、PG&E 社は、火力発電所や地熱発電所を売却してその売却益を回収不能費用の削減に充当した。しかし、競争はあまり進展しなかった。

2000 年 6 月 14 日に、シリコンバレー地域などで自由化後初の輪番停電が発生する。それに続き卸電力価格の高騰とその価格がそのまま小売料金に転嫁される事態が生じた。同年 11 月には、経営危機に陥った PG&E 社と SCE 社が、州公益事業委員会に値上げを申請している。年末には発電事業者 13 社に対し初の供給命令も出た。しかし、状況は改善せず、結局 2001 年 1 月末で取引市場が閉鎖される。2 月に州政府が送電網を買い取ることで基本合意に達したが、2001 年 3 月 19 日・20 日には再び輪番停電が発生した。4 月 6 日に PG&E 社が破産法に基づく更生手続申請を行い、12 月にエンロンが破綻した。

電力業界の再編には ISO モデルと ITO モデルがある。ISO モデルは、発電・消費の

広域化と市場による電源最適化を指向した制度で、アメリカの PJM などが該当する。一方で ITO モデルは、送電線の投資・保有を一体化するモデルであり、電源の最適化は発電会社に任される。ドイツの 50Hertz などがその例である。

日本の自由化については、外国の教訓を踏まえて慎重な制度が採用され、「競争の状況を見極めた上で料金規制を撤廃（経過措置残す）」ということになっている。その他に市場監視のシステム、需要家の選択や発電事業者による燃料費の料金転嫁が可能になる制度、法的分離といった内容が盛り込まれている。

電気料金体系の特徴的な点は、他の商品と異なり使用量が増えると価格が上がる点である。新規参入者は、使用量が多く高い価格に直面する消費者をターゲットとしている。一方で、電力自由化に伴って価格の安い石炭火力発電所の計画が多数出てきてしまっているが、このことは世界の潮流に逆行しており、問題だ。

消費者保護については、監視委員会が取引を監視し問題があれば勧告するとされているが、実効性に疑問がある。また、広域運用機関は、上層部に技術が分かっている人間がいるか疑問であり、電力会社の中央給電指令所も残る。このためできることに限界がありそうだ。

エネルギー業界では、何か新しい商品が出るということは少ない。人員削減・合理化をしながら集約化し、競争力を保つ方向に動くことになりがちである。

電力業界の再編は、これまで全く進んでこなかった。しかし、震災とここ数年のシステム改革により新しい動きが生まれてきている。多くの PPS が出てきているが、現在は、原油価格が低い状態で推移していて安価に卸市場から電力を調達するためにビジネスが成り立っている、という面がある。今後、原油価格が上がってくると事業継続が難しくなる事業者も出てくるだろう。